

## 本協会の自主規制規則等の範囲に係る留意事項について

令和2年5月

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号。同年6月7日公布、令和2年5月1日施行）に基づき、金融商品取引法が改正され、新たに「電子記録移転権利」（金融商品取引法第2条第3項）及び「流通性その他の事情を勘案して内閣府令により電子記録移転権利から除かれるもの」（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2。以下、電子記録移転権利とあわせて、「電子記録移転権利等」といいます。）が定められました。

これらの権利等の販売勧誘や預託を行う場合、電子記録移転権利については、原則として第一種金融商品取引業（自己募集又は私募については第二種金融商品取引業）、「流通性その他の事情を勘案して内閣府令により電子記録移転権利から除かれるもの」については第二種金融商品取引業の登録を受ける必要があります。

本協会は、電子記録移転権利等以外のみなし有価証券（金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利をいいます。）等に係る第二種金融商品取引業を業務範囲として金融商品取引法第78条に定める認定金融商品取引業協会の認定を受けており、本協会の自主規制規則等の対象範囲には、電子記録移転権利等に係る第二種金融商品取引業は含まれないことにご留意ください。

以 上